万引き防止ガイドライン

~万引きをさせないための環境づくり~



和歌山県警察

目 次

\bigcirc	「万豆	引き防止ガイドライン」策定目的	1
\circ	「万豆	引き防止ガイドライン」適用となる事務所 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	2
\bigcirc	万引き	き防止ガイドライン ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	3
第	1 ラ	デパート・総合スーパー等のガイドライン	3
	1	環境設計基準 ————————————————————————————————————	3
	2	従業員等の行動基準	8
	3	地域ボランティアとの連携 ――――	9
	4	万引き予防の着眼点とその対策	9
第	i 2	コンビニエンスストア、レンタルビデオ店等のガイドライン ――	1 0
	1	環境設計基準 ————————————————————————————————————	1 0
	2	従業員の行動基準	—11
	3	地域ボランティアとの連携	1 2
	4	万引き予防の着眼点とその対策	1 2
\circ	おわり	りに	 13

「万引き防止ガイドライン」策定目的

和歌山県内では、平成13年に刑法犯認知件数24,273件とピークを迎えましたが、その後、官民一体となった街頭犯罪等抑止総合対策等を強力に推進した結果、刑法犯認知件数は平成27年まで14年連続して減少し、平成13年と比べ約69%の減少と、治安回復に向け一定の成果を上げています。

しかしその一方で、刑法犯全体に占める万引き被害の割合は、平成 13 年の 3.6%であったものの、それ以降は上昇傾向となり、平成 22 年以降からは連続して1割を超えております。

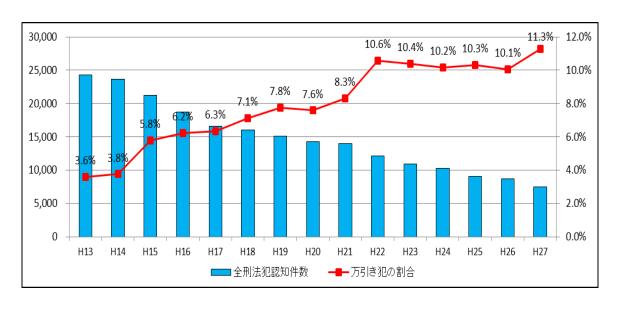
万引きの増加は、被害店舗の経営を圧迫するだけでなく、青少年の健全育成を阻害するとともに、近年では、高齢者による万引きが増加するなど、本県のみならず、全国的に大きな社会問題となっています。

また、万引き増加の背景には、「規範意識の低下」があると言われており、この規範 意識の低下に起因する他の犯罪の抑止を図るためにも、早急に万引き抑止に向けた官民 一体となった各種対策を講じる必要があります。

その一環として、和歌山県警察では、万引きをさせないための環境づくりを促進する ため、商品の陳列、防犯カメラの設置、店員による声かけなど、必要な対策を取りまと めた「万引き防止ガイドライン」を策定しました。

各店舗の皆様方には、このガイドラインを策定した趣旨をご理解いただきますととも に、万引きをさせない店舗作りを目指し、諸対策を講じていただきますようお願いしま す。

刑法犯認知件数と万引き認知件数の割合



「万引き防止ガイドライン」適用となる事業所

1 デパート

名称が「百貨店」であるか否かを問わず、一つの建物で、対面販売方式を中心とする販売形態を採る店舗をいう。

2 総合スーパー、ホームセンター、家電量販店

○ 総合スーパー

セルフサービス方式を採用している店舗をいい、衣・食・住にわたる各種の商品を取り扱う 店舗をいう。

○ ホームセンター

日曜大工用品、自動車関連用品、園芸用品、家具等の雑貨を幅広く品揃えした小売店舗をいう。

〇 家電量販店

主に、テレビ、パソコン、オーディオ機器等の家電製品を多く仕入れて安く売ることを基本 路線とする小売店舗をいう。

3 コンビニエンスストア、ドラックストア、その他のスーパーマーケット

○ コンビニエンスストア

セルフサービス方式を採用し、生活必需品等の商品を幅広く取扱い、年中無休・長時間営業 する地域密着型の小売店舗をいう。

○ ドラックストア

医療品を中心に化粧品、衛生用品、健康関連商品、日用雑貨等を取り扱う店舗をいう。

○ その他のスーパーマーケット

総合スーパー、ホームセンター、家電量販店、コンビニエンスストア及びドラックストア以外のセルフサービス方式を採用している店舗をいう。

4 レンタルビデオ店、その他の商店

○ レンタルビデオ店

主としてDVD、ビデオテープ等の映像記録物を賃貸する事業所をいい、レコード、ミュージックテープ、CD等の音楽記録物を賃貸する事業所を含む。

○ その他の商店

上記に該当しない、書店・ゲームソフト店などの小売店舗をいう。

~ 万引き防止ガイドライン ~

第1 デパート・総合スーパー等のガイドライン

1 環境設計基準

(1) 従業員の意識と連携

- ・ 従業員一人一人が、店舗内の万引きに対する防犯性を強化するという意識を十分に持つ とともに、防犯環境の強化方策について、売場、フロアごとに協議するよう に努める。
- ・ 日頃から、従業員(派遣社員、アルバイトを含む。)全員が良好なコミュニケーションを図って連携し、売場が手薄になったり、商品管理や接客に目が届かない場合には、状況に応じて他の売場から応援をもらったり、売場を離れる際は、他の従業員に一声かけるなど、きめ細かな配意に努める。

(2) 売場レイアウト

来店客が、レジコーナー等店員が配置されている施設付近を通らなければ、店外に出ることができないような売場レイアウトにする。

(3) 視認性の確保

- ・ 陳列棚やショーケースの高さは、レジ等の位置から見て、全売り場が 見えるよう出来る限り低くする。
- ・ 死角を生じさせる仕切板の設置や商品展示方法は避ける。
- 通路の幅を広く取る。
- ・ レジコーナー等商品清算箇所は、店舗内全体が見通せる位置に設置する。

(4) 監視強化エリアの設定

○ 監視強化エリア

高額商品、人気商品、売れ筋商品、万引き被害が多い商品等は、レジコーナー等から十分視認性が確保できる場所に陳列し、「監視強化エリア」を設定して従業員に徹底する。

〇 試着室

試着室は、できる限りレジ、清算コーナー近くに設置して防犯領域性を高めるとともに、 試着等の際は必ず従業員が立ち会い、不用意に大量の商品を持ち込まれないよう配意する。

〇 トイレ

トイレ出入口周辺に、従業員が常駐する施設を設置するなど、トイレが犯行手段として 悪用されないよう、トイレの防犯領域性を強化するよう努める。

(5) 防犯カメラの設置

〇 設置場所

- ・ 売場、店舗出入口、エントランスホールのほか、駐車場 等店舗周辺にも防犯カメラを設置する。
- ・ 陳列棚の影の部分等死角をカバーできる台数を設置する。
- ・ 来店客に防犯カメラが作動していること周知するため 「防犯カメラ作動中」等のプレート等を掲出する。

○ 設置要領

- ・ 防犯カメラは、撮影対象者の顔等がはっきり認識でき る角度に設置する。
- ・ 設置場所によっては、防犯ミラーとしての機能も有する 「ミラーカメラ」といわれるカメラもあることから、用途 や設置場所に応じたカメラを選択する。

○ 画像の保存

・ 画像の記録機能は、画像解像度が高く、メンテナンスが容易なデジタル方式を導入し、 録画画像は一定期間保存する。

〇 保守点検

・ 防犯カメラの定期的な保守点検に努め、死角の改善、防犯カメラの増設等に配慮する。

○ モニタリングシステムの活用

・ 防犯カメラの画像を警備員室等で録画しながら監視するシステムを整備するほか、レジコーナー等にモニターを設置し、従業員も監視できるよう工夫するとともに、敢えて 来店客にもモニター画面を認識させ、万引き防止対策をアピールする。









(6) 防犯ミラーの設置

死角となる場所、十分な視認性が確保できない場所には、防犯 ミラーを設置し視認性を確保する。



(7) 鍵付きショーケースの設置

高額商品等は鍵付きショーケース内に陳列し、来店客が容易に手に取れないようにする。

(8) 店内専用買物カゴシステムの導入

精算前の商品を自分で持ち込んだバック等に入れることを防ぐため、店内に専用買物カゴを設置し、清算前の商品はすべて専用カゴを利用するシステムを導入する。

(9) 万引き防止用機器の導入

高額商品、被害が多い商品、売れ筋人気商品等には、万引き防止用機器を取り付ける。

○ タグ&ゲートシステム

商品に取り付けるタグと、店舗出入口にセットするセンサー(ゲート、マット等)の組み合わせで警報音を発し商品の不正持ち出しを防止するシステム。

ラベル(テープ)式タグ、ハードタグ、ソフトタグ、ワイヤータグ等様々な種類のタグがある。

○ 自鳴式タグ

無理にはずしたり、センサーを通過するとタグ自身が警報音を発する。

○ ケーブル式タグ

ケーブルで商品に固定し、とりはずそうとすると警報音を発する。

○ インクタグ、ロック式タグ

無理にはずそうとすると、インクが飛び散ったり商品を傷つけたりし、商品としての価値をなくすもの。

○ ソースタギングシステム

商品製造段階で、商品管理用タグを装着・内蔵するシステム。

大規模小売店や、自社製品、自社ブランド製造販売を行なっている会社等で活用されているシステム。







(10) 啓発用ポスター等の掲示

- 店舗内外の目に付きやすい場所に啓発用のポスターやチラシ等を掲示 し、店舗側の万引き防止に対する姿勢、店の方針をアピールする。
- 剥がれたり汚損したポスター等を放置すると、その店舗が防犯に関心が薄いと判断され、逆効果となるおそれがあるので、掲示状態を常に確認する。



※ 店内表示の具体例

	ariwi, with the								
	例文	ねらい							
	「いらっしゃいませ運動実施中」	サービス向上の一環として声かけをしていることを強調し、万引き防止のための声かけをしやすい環境を整える。							
	「防犯カメラ作動中」	監視性が高い店舗であることをアピールする。							
売場等	「当店ではお客様に安心してお買物を楽しんでいただくため制服警備員が巡回中です。」	各種トラブル未然防止のため、制服警備員を巡 回させていることをアピールする。							
	「お買物は店内専用カゴ・専用カートをご利用ください。」	店内専用買物カゴシステムを導入していることをアピールし、所持バック等への商品の取り込みを防止する。							
	「当店では、商品を店内専用買物カゴ以外 にお入れになった場合には、声をお掛けす る場合がございます。ご了承願います。」	未然防止対策を強力に実施している店であることをアピールし、異常行動発見の際の声かけを スムーズにできる環境を整える。							
	「タグ(ラベル)をつけたまま商品を店外に持 ち出しますと警報音が鳴ります。」	タグ&ゲートシステム、ソースタギングシステム 等を導入している場合の防犯効果を高める。							
	「タグを無理に外しますとインクが飛散します。」	インクタグシステムを導入している場合の防犯効果を高める。							
	「タグを切断しますと警報音が鳴ります。」	ケーブル式タグを導入している場合の防犯効果を高める。							
試着	「恐れ入りますが商品の持ち込みは2点まで とさせていただきます。」	試着室への商品の大量持ち込みを防止し従業員による商品の確認が容易になるようにする。							
室	「ご試着希望のお客様は従業員に声を掛けてください。」	試着への従業員の立ち会いを徹底し、犯意を喪失させる。							
۲	「ご清算前の商品お持ち込みはお断り申し 上げます。」	未清算品のトイレへの持ち込みを防止し、トイレ を悪用した万引きを防止する。							
	「ご清算前の商品をお持ち込みの場合にはお声をお掛けする場合がございます。ご了 承願います。	未清算品の持ち込みを把握した際の声かけに よるトラブルを防止する。							







(11) 店内放送

店内放送は、来店客へのサービスの一環として、また、万引きを防止するための注意喚起として、警戒員が巡回している旨等を定期的に呼び掛ける。

※ 店内放送の具体例

例文

「毎度ご利用ありがとうございます。当店では、お客様に安心してお買物をお楽しみいただきますよう、制服警備員(従業員)が店内を巡回しております。ご用の節は、お気軽にお声をお掛けください。」

「お客様にお願い申し上げます。当店では、お客様に楽しくお買物を楽しんでいただくために、 従業員がお客様お一人お一人に声をお掛けするサービスを行なっております。ご用の節はお気 軽にお声をお掛けください。」

「毎度ご利用ありがとうございます。当店の衣料品売場におきまして、ご試着をご希望のお客 様は、お近くの従業員にお声をお掛けくださいませ。従業員がご案内申し上げます。」

「お客様にお願い申し上げます。当店でのご試着は、1度に2点までとさせていただいております。よろしくご協力のほどお願い申しあげます。」

「当店では、防犯システムを導入しております。防犯タグを付けたまま商品を店外に持ち出されますと、警報音が鳴るシステムでございます。警報音が鳴りましたらお声を掛けさせていただきますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。」

「当店では、専用買物カゴをご利用くださいますようお願いいたします。商品を専用カゴ以外にお入れになられた際には、従業員がお声をお掛けする場合がございます。よろしくご協力のほどお願い申し上げます。」



2 従業員等の行動基準

(1) 従業員等による声かけ

- 従業員等は相互に協力し、来店客の顔を見て「いらっしゃいませ。」などと積極的に声かけを実施する。
- 多数の衣料品を試着室に持ち込む等、挙動不審な客には躊躇することなく積極的に声を 掛け、店の方針に従った対応をお願いする。



例文

- 来店客全般 「いらっしゃいませ。」
- 店内を徘徊している 「何かお探しでしょうか。なにかございましたら、お気軽にお申し付けください。」
- 多数の衣類を試着室に持ち込む 「恐れ入りますが、試着室への商品の持ち込みは○点までとさせていただいており ますので、ご協力をお願いします。」
- トイレに未清算の商品を持ち込む 「ご清算前の商品はトイレに持ち込まないよう、ご協力をお願いいたします。」
- 店内専用買物カゴを使用していない 「お手数ですが、当店では専用カゴをご利用ください。」

(2) 商品の点検、整理

- 商品が乱雑な状態は「万引きしやすい。」といった心理状態を招く危険性が あるなど、万引きを助長することから、常に整理整頓に努める。
- 衣料品、セール品等は、来店客の品定め等により乱雑になり がちであることから、従業員を重点的に配置するなどして商品 の点検、整理整頓に努める。

(3) 従業員の適正配置

○ 死角になりやすい場所や万引き被害の多い商品コーナー等には、従業員を重点的に配置 するなど、視認性、陳列商品、価格、時間帯等を勘案して従業員を配置する。

(4) 警備業者等による巡回強化

万引きをさせない環境づくりを念頭に、制服警備員による見せる警戒を強化 するとともに、従業員も常に防犯腕章を着装し、店舗内外の巡回に努める。

(5) 従業員に対する指導の徹底

- 発生した万引き事案を処理するのではなく、万引き 発生を未然に防止するための対策をするよう指導・ 教養を徹底する。
- 従業員個々の役割分担等を明確にし、店舗一体となって 万引き被害を根絶する気運を醸成する。





万引き

3 地域ボランティアとの連携

各店舗の自助努力のほか、地域住民や各種ボランティアとの連携により、万引きをしにくい 防犯環境の整備に努める。

和歌山県では、県内各地において犯罪抑止活動を行なう自主防犯ボランティア (179 団体、約1万6千人: H22.3 現在) が活動している。

各地域で活動している自主防犯ボランティアと連携し、万引きが多発する曜日・時間帯を中心に、店内の防犯パトロールを実施してもらうとともに、店舗と地域住民が情報交換を行い、 万引きをしにくい防犯環境の整備に努める。

自主防犯ボランティアから、店内の防犯パトロールの実施について申し入れがあった場合には、積極的に受け入れて連携に努める。



4 万引き予防の着眼点とその対策

(1) 着眼点 ~万引きの前兆行動~

- 集団で行動し、売場内を必要以上に徘徊している。
- 単独で行動し、買物をしている様子もなく、長時間必要以上に売場を徘徊している。
- 専用買物カゴ等を持たず、大型のバック等を所持し、周囲を必要以上に気にしながら店内を 徘徊している。
- バックのファスナーを開けたまま売場を徘徊している。
- 店員等の様子を必要以上に気にしながら店内を徘徊している。
- 防犯カメラ等の機器を気にかけながら行動している。
- 何回か来店しているのに商品を買わず出入りを繰り返す。
- グループで来店し執拗に店員の気を引くよう話しかけたり トラブルを起こす。



(2) 対応要領

- 万引きの前兆行動と認められる不審な行動をしている者を発見した際は、サービスの一環と して、丁寧な言葉遣いで声を掛ける。
- 声かけのほか、不審な行動をする者の近くで商品整理などの作業をする。

第2 コンビニエンスストア、レンタルビデオ店等のガイドライン

1 環境設計基準

(1) 売場レイアウト

来店客が、レジコーナー等店員が配置されている施設付近を通らなければ、店外に出ることができないような売場レイアウトにする。

(2) 視認性の確保

- ・ 陳列棚やショーケースの高さは、レジ等の位置から見て、 全売り場が見えるよう出来る限り低くする。
- ・ 死角を生じさせる仕切板の設置や商品展示方法は避ける。
- ・ レジコーナー等商品清算箇所は、店舗内全体が見通せる位置に設置する。

(3) 防犯カメラの設置

〇 設置場所

- ・ 売場、店舗出入口のほか、駐車場等店舗周辺にも防犯カメラを 設置する。
- ・ 陳列棚の影の部分等死角をカバーできる台数を設置する。
- ・ 来店客に防犯カメラが作動していること周知するため 「防犯カメラ作動中」等のプレート等を掲出する。

〇 設置要領

- ・ 防犯カメラは、撮影対象者の顔等がはっきり認識できる角度に 設置する。
- ・ 設置場所に応じて、防犯ミラーとしての機能も有する「ミラーカメラ」 を導入するなど、用途や設置場所に応じたカメラを選択する。

○ 画像の保存

・ 画像の記録機能は、画像解像度が高く、メンテナンスが容易なデジタル方式を導入し、 録画画像は一定期間保存する。

〇 保守点検

・ 防犯カメラの定期的な保守点検に努め、死角の改善、防犯カメラの増設等に配慮する。



(4) 防犯ミラーの設置

死角となる場所、十分な視認性が確保できない場所には、 防犯ミラーを設置し視認性を確保する。



(5) 啓発用ポスター等の掲示

- ・ 店舗内外の目に付きやすい場所に啓発用のポスターやチラシ等を掲示し、 店舗側の万引き防止に対する姿勢、店の方針をアピールする。
- ・ 剥がれたり汚損したポスター等を放置すると、 その店舗が防犯に関心が薄いと判断され、逆効果 となるおそれがあるので、掲示状態を常に確認す る。



2 従業員等の行動基準

(1) 従業員等による声かけ

- 来店客の顔を見て「いらっしゃいませ。」などと、積極的に声かけを実施する。
- トイレに商品を持ち込むなど、挙動不審な客には躊躇することなく積極的に声を掛ける。

(2) 商品の点検、整理

商品が乱雑な状態は「万引きしやすい。」といった心理状態を招く危険性があるなど、万引きを助長することから、常に整理整頓に努める。

(3) 従業員に対する指導の徹底

○ 発生した万引き事案を処理するのではなく、万引き発生を未然に 防止するための対策をするよう指導・教養を徹底する。

○ 従業員個々の役割分担等を明確にし、店舗一体となって万引き被害を根絶する気運を醸成する。



3 地域ボランティアとの連携

各店舗の自助努力のほか、地域住民や各種ボランティアとの連携により、万引きをしにくい 防犯環境の整備に努める。

和歌山県では、県内各地において犯罪抑止活動を行なう自主防犯ボランティア (219 団体、約1万5,800人: H27.12 現在)が活動している。

各地域で活動している自主防犯ボランティアと連携し、万引きが多発する曜日・時間帯を中心に、店内の防犯パトロールを実施してもらうとともに、店舗と地域住民が情報交換を行い、 万引きをしにくい防犯環境の整備に努める。

自主防犯ボランティアから、店内の防犯パトロールの実施について申し入れがあった場合には、積極的に受け入れて連携に努める。

4 万引き予防の着眼点とその対策

(1) 着眼点 ~万引きの前兆行動~

- 集団で行動し、売場内を必要以上に徘徊している。
- 単独で行動し、買物をしている様子もなく、長時間必要以上に売場を徘徊している。
- 専用買物カゴ等を持たず、大型のバック等を所持し、周囲を必要以上に気にしながら 店内を徘徊している。
- バックのファスナーを開けたまま売場を徘徊している。
- 店員等の様子を必要以上に気にしながら店内を徘徊している。
- 防犯カメラ等の機器を気にしながら行動している。
- 何回か来店しているのに商品を買わず出入りを繰り返す。
- グループで来店し執拗に店員の気を引くよう話しかけたり トラブルを起こす。



(2) 対応要領

- 万引きの前兆行動と認められる不審な行動をしている者を発見した際は、サービスの一環として、丁寧な言葉遣いで声を掛ける。
- 声かけのほか、不審な行動をする者の近くで商品整理などの作業をする。

おわりに

このガイドラインは、万引きをさせない環境づくりを進めていただくために、最低限 配慮していただきたい事項を取りまとめたものです。

各店舗の皆様は、このガイドラインを参考に、皆様の店舗に応じて必要な事項を追加するなどして、独自の対応マニュアルを作成していただきますようお願いします。

万引きをさせない環境を整えるためには、従業員に対する指導・教育など、直ちに実践可能な対策もありますが、タグ&ゲートシステム等の万引き防止機器の導入など、多額の予算が必要な対策もあり、直ちに導入することが困難な部分もありますが、万引きをさせない店舗づくりは、それぞれの事業者の責務です。

万引きやゴミの投げ捨て、落書きなど、ややもすれば軽視されがちな秩序違反行為を させない環境をつくり、県民の規範意識の向上を図るとともに、安全で安心して生活が できる地域社会の実現に向け、ご理解とご協力をお願いします。



テパート・総合スーパー等用チェック表

実施日:平成 年 月 日

店舗名:

				チェック項目	チェック欄				備	考
環境設計基準	防犯カメラ			防犯カメラの設置 ・設置台数 ・作動状況 ・録画状況 ・保守・点検状況 ・作動中等の表示 ・記録媒体 ・画像保存期間 モニタリングシステムの有無 ・設置場所	□店□□□□期□□□	適 適 有 -ドディスク	I	無 岩 不不不無 無 ジ		
	防止用機器			万引き防止用機器の設置	□ □ 名 利 名 利	有 タグ&ゲー ; ;	トシステ・	無 ム ———		
	店	舗	内	レジコーナーの配置状況 陳列棚・什器の配置状況 ・商品陳列状況 監視エリアの設置 防犯ミラーの設置 防犯ミラークースの設置 ・をが記したった。 ・施錠状況 店内専用買物カゴの設置 ・おスターの掲出出 ・ポスターの掲出状況 店内放送の実施 ・実施回数		適適適有有有適有有適有		不不不無無無不無無不無適適適 適		
従業員等の行動基準	従	業	員	来店客に対する声かけ 商品の点検・整理 店内巡回		適 適 適		不適 不適 不適		
	数	備 業	者	警備会社との委託契約 制服警備員の配置 私服警備員の配置 来店客に対する声かけ 配置等運用状況		有有有適適		無 無 無 不 適 不 適		
	経	営	者	従業員等に対する指導・教養 マニュアルの作成		適 有		不適 無		
	そ	\mathcal{O}	他	防犯ボランティア等との連携		有		無		
参	考	事	項							

コンビニエンスストア、レンタルビデオ店等用チェック表

実施日:平成 年 月 日

チェック項目					チェック欄			
		防犯カメラの設置		<u></u>		無	備	考
環境設計基準		・設置台数	_ 店 /		台・店夕			
				· 適		<u> </u>		
	M. I			適		不適		
	防犯カメラ	 ・保守・点検状況		適		不適		
		作動中等の表示		有		無		
		• 記録媒体		ート゛テ	* ィスク <u>□</u>			
		• 画像保存期間	期間	訂				
		レジコーナーの配置状況		適		不適		
		陳列棚・什器の配置状況		適		不適		
		• 商品陳列状況		適		不適		
	店舗内	防犯ミラーの設置		有		無		
		啓発用ポスターの掲出		有		無		
		・ポスターの掲出状況		適		不適		
	検討事項							
			I					
従業員等		来店客に対する声かけ		適		不適		
	従 業 員	商品の点検・整理		適		不適		
		店内巡回		適		不適		
等	経営者	従業員等に対する指導・教養		適		不適		
<i>(</i>)		マニュアルの作成		有		無		
行	その他	防犯ボランティア等との連携		有		無		
動	10 -1							
基	検討事項							
準								
参								
	+ + + + + + + + + + + + + + + + + + +							
	考 事 項							